

別表

(紀伊半島 3 県における早生樹導入に必要なガイドライン作成業務)

審査項目及び評価内容

区分	評価項目	評価内容
基本事項 (応募者評価)	実施体制	・ 事業の目的を達成するために十分な人員体制、関係業者との協力体制を有し、委託期間中に渡り、事業を実施できる体制となっているか。 ・ 企画提案を実施するために必要な機械設備を準備・調達できる体制を有するか。 ・ 企画提案を効果的かつ効率的に実施できるスタッフ配置、再委託先との連携体制は十分か。
	業務実績	・ 当該公募開始日から過去 5 年間に国・地方公共団体・独立行政法人のいずれかと造林・保育作業に関する調査や研究、または林業現場での早生樹に関する調査や研究についての契約実績を 1 つ以上有しており、その知識、ノウハウ、経験等を当該業務に十分生かせることが期待できるか。 ・ 造林、保育作業等の森林整備に関する専門的な知識を有しているか。
	経営基盤	・ 提案者の経営基盤は安定しているか。 ・ 直近の収支決算等において安定した経営を行っており、業務期間中に適正に運営しうる財務状況であるか。
企画提案事項	実施計画	・ 業務運営計画が、仕様書に応じて適切に立てられているか。 ・ 研究に向けた役割分担や計画のスケジュールは適切か。
	業務提案	・ 仕様書に記載されている内容に応じた、早生樹を導入しやすい構成・内容となっており、かつ補助事業における対象樹種の追加承認を受けるために必要な内容となっているか。 ・ 仕様書に示す業務に対し、提案者独自のアイデアや工夫が見られる提案となっているか。
価格事項	見積内容	・ 企画提案内容に見合った適切な積算となっているか。
	効率性 経済性	・ 効率的な運営による経済性に優れた価格となっているか。